

○寒川町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

平成29年4月1日

改正 平成30年2月20日

平成30年10月1日

平成30年11月21日

令和元年6月21日

令和元年9月3日

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項の規定により行う介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施に関し、法、介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱において定めるもののほか、法、省令及び介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省告示第196号。以下「指針告示」という。)において使用する語の例による。

(総合事業の対象者)

第3条 総合事業の対象者は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 法第115条の45第1項第1号の規定により行う介護予防・生活支援サービス事業(以下「介護予防・生活支援サービス事業」という。) 省令第140条の62の4各号に掲げる者に該当する被保険者

(2) 法第115条の45第1項第2号の規定により行う一般介護予防事業(以下「一般介護予防事業」という。) 全ての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる者

(事業対象者の確認)

第4条 利用希望者(介護予防・生活支援サービスを利用しようとしている被保険者であつて、居宅要支援被保険者でないものをいう。以下同じ。)は、あらかじめ、寒川町地域包括支援センター(以下「地域包括支援センター」という。)において、基本チェックリスト(省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(厚生労働省告示第197号)様式第1及び様式第2をいう。以下同じ。)による事業対象者(省令第140条の62の4第2号に規

定する厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者をいう。以下同じ。)に該当するか否かの確認を受けなければならない。

2 前項の確認は、原則、利用希望者との面接により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用希望者との電話による会話又は家族との面接により行うものとする。

- (1) 利用希望者が入院中である場合
- (2) 利用希望者が遠隔地に居住している場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が来所による面接が困難であると認める場合  
(介護予防ケアマネジメントの依頼、届出等)

第5条 前条の規定による確認の結果、事業対象者に該当すると確認された利用希望者は、当該確認を行った日の翌日から起算して1月以内に地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントを依頼しなければならない。

2 前項の規定により介護予防ケアマネジメントを依頼した利用希望者は、介護予防ケアマネジメントを依頼した日の翌日から起算して1月以内に寒川町介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書(第1号様式。以下「依頼届出書」という。)に被保険者証を添えて町長に提出しなければならない。

3 地域包括支援センターは、利用希望者に代わって前項の規定による提出を行うことができる。

4 町長は、前2項の規定による依頼届出書等の提出があったときは、当該利用希望者を事業対象者として受給者台帳に登録し、被保険者証にその旨を記載するものとする。

(事業対象者の資格喪失等)

第6条 事業対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、事業対象者の資格を喪失する。

- (1) 要介護又は要支援認定申請を行うとき。
- (2) 自立・回復等により事業対象者でなくなったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、事業対象者に該当しない事由が発生したとき。

2 前項の規定により事業対象者の資格を喪失した者は、介護予防ケアマネジメントの依頼を解約するものとする。

3 前項の規定により介護予防ケアマネジメントの依頼を解約したときは、介護予防ケアマネジメント依頼終了届出書(第2号様式)に被保険者証を添えて町長に提出しなければならない。

(実施事業及び実施方法)

第7条 町長は、総合事業として次に掲げる事業を行うものとし、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める内容とする。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業 次に掲げる事業

ア 法第115条の45第1項第1号イの規定により行う介護予防訪問型サービス(以下「介護予防訪問型サービス」という。)

イ 法第115条の45第1項第1号ロの規定により行う介護予防通所型サービス(以下「介護予防通所型サービス」という。)

ウ 法第115条の45第1項第1号ニの規定により行う介護予防ケアマネジメント(以下「介護予防ケアマネジメント」という。)

(2) 一般介護予防事業 次に掲げる事業

ア 介護予防普及啓発事業

イ 地域介護予防活動支援事業

2 総合事業は、この要綱において定めるもののほか、指針告示、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて(平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知)及び地域支援事業実施要綱(平成18年老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)並びに町長が別に定めるところにより実施するものとする。

(指定事業者による介護予防訪問型サービス及び介護予防通所型サービスの実施)

第8条 介護予防訪問型サービス及び介護予防通所型サービスは、法第115条の45の3第1項の規定により、指定事業者に介護予防・生活支援サービス事業支給費(同項に規定する第1号事業支給費をいう。以下同じ。)を支給することにより行うものとする。

2 町長は、同条第6項の規定により、同条第3項の規定による支払い及び同条第5項の規定による審査を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(指定事業者の指定)

第9条 法第115条の45の5第1項の規定による指定事業者の指定の申請は、寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者指定申請書(第3号様式)に町長が指定する書類を添付し、行うものとする。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、別に定めるところにより、省令第140条の63の6に定める基準に従って適正に介護予防訪問型サービス又は介護予防通所型サービスを行うことができるか審査し、指定の可否を決定し、その結果を寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者指定決定(申請却下)通知書(第4号様式)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 前項の規定により指定事業者の指定(次条第3項の規定により指定事業者の指定の更新を受けた場合を含む。)を受けた者は、その旨を当該指定に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

(指定の更新)

第10条 指定事業者の指定は、6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 法第115条の45の6第4項の規定による指定事業者の指定の更新の申請は、寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者指定更新申請書(第5号様式)に町長が指定する書類を添付し、行うものとする。

3 前条第2項の規定は、指定事業者の指定の更新について準用する。この場合において、同項中「指定の可否」とあるのは「更新の可否」と、「寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者指定決定(申請却下)通知書(第4号様式)」とあるのは「寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者更新決定(申請却下)通知書(第6号様式)」と読み替えるものとする。

(変更の届出等)

第11条 指定事業者は、省令第140条の63の5第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その事実が発生した日から起算して10日以内に寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者変更届出書(第7号様式)に町長が指定する書類を添付し、町長に届け出なければならない。

2 省令第140条の62の3第2項第4号に規定する廃止又は休止の届出は、当該廃止又は休止の日の1月前までに、寒川町介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書(第8号様式)に町長が指定する書類を添付し、町長に届け出なければならない。

3 事業を休止している指定事業者は、当該事業の再開をしようとするときは、速やかに、寒川町介護予防・日常生活支援総合事業廃止・休止・再開届出書により、町長に届け出なければならない。

(指定の取消)

第12条 町長は、法第115条の45の9の規定により指定事業者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定事業者の指定の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者取消・停止通知書(第9号様式)により、当該指定事業者に通知するものとする。

(介護予防ケアマネジメントの委託)

第13条 介護予防ケアマネジメントは、法第115条の47第4項の規定により、地域包括支援センターに委託するものとする。

2 町長は、法第115条の47第6項の規定により、介護予防ケアマネジメントの実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払の事務を神奈川県国民健康保険団体連合会に委託するものとする。

(介護予防ケアマネジメントの再委託に係る遵守事項)

第14条 地域包括支援センターは、法第115条の47第5項の規定により、当該介護予防ケアマネジメントの一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託する指定居宅介護支援事業者は、介護予防ケアマネジメントの業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならない。
- (2) 委託する指定居宅介護支援事業者の選定に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため寒川町介護保険運営協議会(寒川町介護保険条例(平成12年寒川町条例第14号)第4条第1項に規定する寒川町介護保険運営協議会をいう。)の議を経なければならない。
- (3) 適切かつ効率的に介護予防ケアマネジメントの業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮しなければならない。

(介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額の算定に関する基準)

第15条 寒川町が定める介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める1単位の単価に別添に掲げる単位数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 介護予防訪問型サービス 厚生労働大臣が定める1単位の単価(平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。)の規定により、10円に寒川町の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額
- (2) 介護予防通所型サービス 単価告示の規定により、10円に寒川町の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額
- (3) 介護予防ケアマネジメント 単価告示の規定により、10円に寒川町の地域区分における介護予防支援の割合を乗じて得た額

(介護予防・生活支援サービス事業支給費)

第16条 介護予防・生活支援サービス事業支給費の額は、前条の規定により算定した介護予防・生活支援サービス事業に要する費用の額に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 介護予防訪問型サービス及び介護予防通所型サービス 100分の90

(2) 介護予防ケアマネジメント 100分の100

2 法第59条の2第1項の規定が適用される場合における前項第1号の規定の適用については同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とし、法第59条の2第2項の規定が適用される場合における同号の規定の適用については同号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(支給限度額)

第17条 居宅要支援被保険者が介護予防・生活支援サービス事業を利用する場合の支給限度額は、当該居宅要支援被保険者の要支援状態区分に応じ、法第55条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定めるところにより算出した額の100分の90に相当する額とする。ただし、居宅要支援被保険者が法第52条に規定する予防給付を利用している場合は、介護予防・生活支援サービス事業と予防給付の支給限度額を一体的に算定するものとする。

2 事業対象者の支給限度額は、要支援認定により要支援1と認定された者に係る介護予防サービス費等区分支給限度基準額の100分の90に相当する額とする。

3 法第59条の2第1項の規定が適用される場合における前項の規定の適用については同項中「100分の90」とあるのは「100分の80」とし、法第59条の2第2項の規定が適用される場合における前項の規定の適用については同項中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

4 支給限度額の算入対象となるサービスは、介護予防・生活支援サービス事業のうち介護予防訪問型サービス及び介護予防通所型サービスとする。

(高額介護予防サービス費相当事業費の支給)

第18条 町長は、居宅要支援被保険者等が1月に利用した介護予防・生活支援サービス事業に係る利用者負担額(以下「利用者負担額」という。)が著しく高額であるときは、法第61条第1項の規定による高額介護予防サービス費の例により、当該居宅要支援被保険者等に対し、高額介護予防サービス費相当事業費を支給するものとする。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の支給)

第19条 町長は、前条の規定により支給された高額介護予防サービス費相当事業費を控除した後においても、なお残る利用者負担額と医療保険の自己負担額を合算した額の年間合計額が著しく高額であるときは、法第61条の2第1項の規定による高額医療合算介護予防サービス費の例により、当該居宅要支援被保険者等に対し、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費を支給するものとする。

(介護予防・生活支援サービス事業支給費の額の特例)

第20条 町長は、居宅要支援被保険者等が災害その他特別な事情があることにより必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、当該居宅要支援被保険者等の申請により、居宅介護サービス費等の額の特例又は介護予防サービス費等の額の特例の例により、介護予防・生活支援サービス事業支給費の額の特例を決定することができる。

2 法第60条に規定する介護保険給付の額の特例を受けている居宅要支援被保険者は、第1項の規定による介護予防・生活支援サービス事業支給費の額の特例を決定されたものとみなす。

(調査等)

第21条 町は、定期的に、総合事業の実施状況について、調査、分析及び評価を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 町長は、施行日前においても総合事業の利用の手続その他のこの要綱を施行するために必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成30年2月20日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の第16条及び第17条の規定は、平成30年度分の介護予防・生活支援サービス事業支給費及び支給限度額(以下この項において「支給費等」という。)から適用し、平成29年度分までの支給費等については、なお従前の例による。

附 則(平成30年10月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 町長は、施行日前においても総合事業の利用の手続その他のこの要綱を施行するために必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成30年11月21日)

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則(令和元年6月21日)

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

附 則(令和元年9月3日)

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

2 町長は、施行日前においても総合事業の利用の手続その他のこの要綱を施行するために必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

3 改正後の寒川町介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱別添の規定は、施行日以後に提供した介護予防・生活支援サービス事業に係る費用の算定について適用し、施行日前に提供した介護予防・生活支援サービス事業に係る費用の算定については、なお従前の例による。



第1号様式(第5条関係)

介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		生年月日	
		性 別	
		年 月 日	
		男・女	
介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター			
事業者の事業者名		事業所の所在地	
		事業所番号	
事業所を変更する場合の事由等		※事業所を変更する場合のみ記入してください。	
		変更年月日 ( 年 月 日付)	
(宛 先) 寒川町長			
上記の地域包括支援センターに介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。			
年 月 日			
住 所		電話番号	
被保険者氏名		( )	

介護予防ケアマネジメント終了届出書

		区 分	
		終了	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ			
		生年月日	
		性 別	
		年 月 日	
		男 ・ 女	
介護予防ケアマネジメントを依頼していた地域包括支援センター			
事業者の事業者名		事業所の所在地	
		事業所番号	
依頼を終了する事由等			
<p style="text-align: right;">終了年月日 ( 年 月 日付)</p>			
<p>(宛 先) 寒川町長</p> <p>上記の地域包括支援センターとの「事業対象者」としての介護予防ケアマネジメントが終了したことを届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>住 所 電話番号 ( )</p> <p>被保険者氏名</p>			

**寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者  
指定申請書**

年 月 日

（宛先）寒川町長

所在地  
申請者 名称 印  
代表者

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者として指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名称					
	主たる事務所の所在地	(〒 - ) (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	法人の種別			法人所轄庁		
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名			フリガナ 氏名	生年月日
事業所	代表者の住所	(〒 - ) (ビルの名称等)				
	フリガナ 名称					
	所在地	(〒 - ) (ビルの名称等)				
	連絡先	電話番号			FAX番号	
	メールアドレス					
事業所	同一所在地において行う事業の種類	指定状況	事業の開始予定日又は指定年月日			
	介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防訪問型サービス				
		介護予防通所型サービス				
	指定居宅サービス・指定地域密着型（介護予防）サービス	訪問介護				
		通所介護				
		地域密着型通所介護				
介護保険事業所番号					(※既に他の指定を受けている場合に記載してください。)	
医療機関コード等					(※付番されている場合に記載してください。)	

備考1 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

2 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。

3 「同一所在地において行う事業の種類」欄は、介護保険法による指定事業者として様式に例示する以外の指定を受けている（申請している）場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

4 「指定状況」欄は、今回申請するものに「◎」、既に指定を受けているものに「○」を記入してください。なお、申請時点で都道府県知事又は他市町村に指定の申請をしている事業については「申請中」と記入して下さい。

5 「事業の開始予定日又は指定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日又は介護保険法による指定事業者等として指定された年月日を記載してください。

6 「医療機関コード等」欄は、複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

年 月 日

様

寒川町長

印

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者  
指定決定（申請却下）通知書

年 月 日付で、申請のありました寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者の指定について、次のとおり決定しましたので通知します。

指定します

事業所	名称	
	所在地	
主たる事務所の所在地		
代表者	氏名	
	住所	
事業開始年月日		年 月 日
指定年月日		年 月 日
当該事業所に係る指定期間		年 月 日～ 年 月 日
サービスの種類		
介護保険事業者番号		

申請を却下します

理由
----

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に審査請求することができます。
- この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6月以内に、寒川町（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります）を被告として、提訴することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提訴することができません。

**寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者  
指定更新申請書**

年 月 日

（宛先）寒川町長

所在地  
申請者 名 称  
代 表 者 印

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者の指定更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 者	フリガナ 名 称				
	主たる事務所の 所 在 地	(〒 - ) (ビルの名称等)			
	連 絡 先	電話番号	FAX番号		
	法人の種類別	法人所轄庁			
	代表者の職名・ 氏名・生年月日	職名	フリガナ 氏名	生年月日	
	代表者の住所	(〒 - ) (ビルの名称等)			
事 業 所	フリガナ 名 称				
	所 在 地	(〒 - ) (ビルの名称等)			
	連 絡 先	電話番号	FAX番号		
	メールアドレス				
	現在指定を受けている介護予防・日常生活支援総合事業の種類				
	現在受けている指定の有効満了日				
	同一所在地において行う事業の種類	指定状況	事業の開始予定日又は指定年月日		
	指定居宅サービス・ 指定地域密着型（介 護予防）サービス	訪問介護			
		通所介護			
		地域密着型通所介護			
介護保険事業所番号					
医療機関コード等			(※付番されている場合に記載してください。)		

備考1 「法人の種類別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。

2 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記入してください。

3 「同一所在地において行う事業の種類」欄は、介護保険法による指定事業者として様式に例示する以外の指定を受けている（申請している）場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

4 「指定状況」欄は、今回申請するものに「○」、既に指定を受けているものに「◎」を記入してください。なお、申請時点で都道府県知事又は他市町村に指定の申請をしている事業については「申請中」と記入して下さい。

5 「事業の開始予定日又は指定年月日」欄は、該当する欄に事業の開始予定年月日又は介護保険法による指定事業者等として指定された年月日を記載してください。

6 「医療機関コード等」欄は、複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

年 月 日

様

寒川町長

印

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者  
更新決定（申請却下）通知書

年 月 日付で、申請のありました寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者の更新について、次のとおり決定しましたので通知します。

指定します

事業所	名称	
	所在地	
主たる事務所の所在地		
代表者	氏名	
	住所	
指定年月日		年 月 日
当該事業所に係る指定期間		年 月 日～ 年 月 日
サービスの種類		
介護保険事業者番号		

申請を却下します

理由
----

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に審査請求することができます。
- この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6月以内に、寒川町（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります）を被告として、提訴することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提訴することができません。

第7号様式（第11条関係）

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者  
変更届出書

（宛先）寒川町長

年 月 日

所在地  
申請者 名称 印  
代表者

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者の変更について、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業所	介護保険事業所番号				
	フリガナ				
	名称				
	所在地	(〒 - )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス				
	サービスの種類				

変更があった事項（該当に○）	変更の内容
事業所の名称	(変更前)
事業所の所在地	
申請者（法人）の名称	
主たる事務所（法人）の所在地	
登記事項証明書・条例等 （※当該事業に関するものに限る）	(変更後)
事業所の建物の構造、専用区画等	
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	
運営規程	
その他	
変更年月日	年 月 日

備考 変更内容が分かる書類を添付してください。

第8号様式（第11条関係）

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業  
廃止・休止・再開届出書

年 月 日

（宛先）寒川町長

所在地  
申請者 名称 印  
代表者

次のとおり、事業の 廃止（休止、再開）を届け出ます。

事業所	介護保険事業所番号				
	フリガナ	-----			
	名称	-----			
	所在地	(〒      -      )			
	連絡先	電話番号		FAX番号	
	メールアドレス				

廃止（休止、再開）する事業	
廃止（休止、再開）の別	廃止 ・ 休止 ・ 再開
廃止（休止、再開）の年月日	年 月 日
廃止（休止）の理由	
現にサービス又は支援を受けている者に対する措置	
休止予定期間	休止日から 年 月 日まで

備考1 事業の廃止（休止）に係る届出にあつては、廃止（休止）する日の1月前までに届け出てください。

2 事業の再開に係る届出にあつては、再開した日から10日以内に届け出てください。また、従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表を添付してください。



年 月 日

様

寒川町長

印

寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者  
取消・停止通知書

年 月 日付で、指定しました寒川町介護予防・日常生活支援総合事業者の指定について、次のとおり(取消・停止)をいたしましたので通知します。

事業所	名称	
	所在地	
主たる事務所の所在地		
代表者	氏名	
	住所	
指定取消(停止)年月日		年 月 日
サービスの種類		
介護保険事業者番号		
取消(停止)理由		

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、寒川町長に審査請求することができます。
- この処分についての取消訴訟は、第1項の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6月以内に、寒川町（訴訟において寒川町を代表する者は寒川町長となります）を被告として、提訴することができます。なお、裁決があったことを知った日の翌日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過すると取消訴訟を提訴することができません。

別添(第15条関係)

介護予防・生活支援サービス事業単位数表

1 介護予防訪問型サービス

(1) 介護予防訪問型サービス費 介護予防訪問型サービス事業所(寒川町介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備、運営等の基準に関する要綱(以下「総合事業基準要綱」という。)第4条第1項に規定する介護予防訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。)の訪問介護員等(同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。)が、次の表の右欄に掲げる利用者に対して左欄に掲げる介護予防訪問型サービスを行った場合は、中欄に掲げる単位数により算定する。

区分	単位数	利用者
介護予防訪問型サービス費(Ⅰ)	1,172単位	介護予防サービス計画等(介護予防サービス計画(法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。)又は介護予防ケアプラン(総合事業基準要綱第14条に規定する介護予防ケアプランをいう。)をいう。以下同じ。)において、1週に1回程度の介護予防訪問型サービスが必要とされた者
介護予防訪問型サービス費(Ⅱ)	2,342単位	介護予防サービス計画等において、1週に2回程度の介護予防訪問型サービスが必要とされた者
介護予防訪問型サービス費(Ⅲ)	3,715単位	介護予防サービス計画等において、1週に2回程度を越える介護予防訪問型サービスが必要とされた者(要支援2である者に限る。)

備考

1 介護予防訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは介護予防訪問型サービス事業所と同一建物に居住する利用者又は介護予防訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者に対し、介護予防訪問型サービスを行った場合の単位数は、中欄に掲げる単位数の100分の90に相当する単位数とする。

- 2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(平成30年厚生労働省告示第78号。以下「平成30年改正告示」という。)による改正前の厚生労働大臣が定める地域(平成24年厚生労働省告示第120号。以下「大臣地域告示」という。)で定める地域に所在する介護予防訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場合は、特別地域介護予防訪問型サービス加算として、1月につき中欄に掲げる単位数に当該単位数の100分の15に相当する単位数を加算する。
  - 3 平成30年改正告示による改正前の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年厚生労働省告示第83号。以下「大臣地域告示」という。)第1号で定める地域に所在し、かつ、平成30年改正告示による改正前の厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号。以下「大臣施設基準告示」という。)第68号で規定する施設に相当する介護予防訪問型サービス事業所(その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。)又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が介護予防訪問型サービスを行った場合は、1月につき中欄に掲げる単位数に当該単位数の100分の10に相当する単位数を加算する。
  - 4 介護予防訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、平成30年改正告示による改正前の大臣地域告示第2号で定める地域に居住している利用者に対して通常の事業の実施地域(総合事業基準要綱第25条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて介護予防訪問型サービスを行った場合は、1月につき中欄に掲げる単位数に当該単位数の100分の5に相当する単位数を加算する。
  - 5 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防訪問型サービス費は、算定しない。
  - 6 利用者が一の介護予防訪問型サービス事業所において介護予防訪問型サービスを受けている間は、当該介護予防訪問型サービス事業所以外の介護予防訪問型サービス事業所が行った介護予防訪問型サービスに対しては、介護予防訪問型サービス費は、算定しない。
- (2) 初回加算 介護予防訪問型サービス事業所において、新規に介護予防訪問型サービス計画(総合事業基準要綱第40条第2号に規定する介護予防訪問型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回若しくは初回の介護

予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護予防訪問型サービスを行った場合又は当該介護予防訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の介護予防訪問型サービスを行った日の属する月に介護予防訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき前号の表中欄に掲げる単位数に200単位を加算する。

- (3) 生活機能向上連携加算 次に掲げる生活機能向上連携加算の区分に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を第1号の表中欄に掲げる単位数に加算する。

ア 生活機能向上連携加算(Ⅰ) サービス提供責任者が、指定訪問リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第76条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。))又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。イにおいて同じ。)の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした介護予防訪問型サービス計画を作成し、当該介護予防訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問型サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問型サービスが行われた月の属する月に、1月につき第1号の表中欄に掲げる単位数に100単位を加算する。

イ 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第75条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。)、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準第110条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該介護予防訪問型サービス計画に基づく介護予防訪問型サービスを行ったときは、初回の当該介護予防訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき第1号の表中欄に掲げる単位数に200単位を加算する。ただし、アを算定している場合は、加算しない。

(4) 介護職員処遇改善加算 令和3年3月31日までの間(工及びオについては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)において、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。)第4号に相当する介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た介護予防訪問型サービス事業所が利用者に対して介護予防訪問型サービスを行った場合は、次に掲げる介護職員処遇改善加算の区分に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を第1号の表中欄に掲げる単位数に加算する。ただし、次に掲げる単位数は、重複して加算することができない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 前3号の規定により算定した単位数の1,000分の137に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 前3号の規定により算定した単位数の1,000分の100に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 前3号の規定により算定した単位数の1,000分の55に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ウの規定により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ウの規定により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(5) 介護職員等特定処遇改善加算 大臣基準告示第4号の2に相当する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た介護予防訪問型サービス事業所が、利用者に対して介護予防訪問型サービスを行った場合は、次に掲げる介護職員等特定処遇改善加算の区分に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を第1号の表中欄に掲げる単位数に加算する。ただし、次に掲げる単位数は、重複して加算することができない。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 第1号から第3号までの規定により算定した単位数の1,000分の63に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 第1号から第3号までの規定により算定した単位数の1,000分の42に相当する単位数

(6) 省令第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において前各号を算定しない。

## 2 介護予防通所型サービス

(1) 介護予防通所型サービス費 介護予防通所型サービス事業所(総合事業基準要綱第43条第1項に規定する介護予防通所型サービス事業所をいう。以下同じ。)において、次の表

の右欄に掲げる利用者に対して左欄に掲げる介護予防通所型サービスを行った場合に、介護予防通所型サービスを行った場合は、中欄に掲げる単位数により算定する。ただし、平成30年改正告示による改正前の厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成12年厚生省告示第27号。以下「通所介護費等の算定方法」という。)第15号に定める基準に相当する場合は、通所介護費等の算定方法により算定する。

区分	単位数	利用者
介護予防通所型サービス費(Ⅰ)	1,655単位	事業対象者又は要支援1
介護予防通所型サービス費(Ⅱ)	3,393単位	要支援2

#### 備考

- 1 介護予防通所型サービス従業者(総合事業基準要綱第43条第1項に規定する介護予防通所型サービス従業者をいう。以下同じ。)が、平成30年改正告示による改正前の大臣地域告示第2号で定める地域に居住している利用者に対して通常の事業の実施地域(総合事業基準要綱第48条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。)を越えて介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき中欄に掲げる単位数に当該単位数の100分の5に相当する単位数を加算する。
- 2 平成30年改正告示による改正前の大臣基準告示第18号に相当するものとして町長に届け出た介護予防通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者(政令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となった者をいう。以下同じ。)に対して介護予防通所型サービスを行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1月につき中欄に掲げる単位数に240単位を加算する。
- 3 利用者が、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所型サービス費は、算定しない。
- 4 利用者が一の介護予防通所型サービス事業所において介護予防通所型サービスを受けている間は、当該介護予防通所型サービス事業所以外の介護予防通所型サービス事業所が行った介護予防通所型サービスに対しては、介護予防通所型サービス費は、算定しない。
- 5 介護予防通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は介護予防通所型サービス事業所と同一建物から当該介護予防通所型サービス事業所に通う者に対して介護予

防通所型サービスを行った場合は、1月につき中欄に掲げる単位数から次の各号に掲げる利用者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる単位数を減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) 事業対象者又は要支援1 376単位

(2) 要支援2 752単位

- (2) 生活機能向上グループ活動加算 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして町長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動(以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。)を行った場合は、1月につき第1号の表中欄に掲げる単位数に100単位数を加算する。ただし、同月中において利用者に対して運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、加算しない。

ア 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他介護予防通所型サービス事業所の介護予防通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護予防通所型サービス計画(総合事業基準要綱第54条第2項第1号に規定する介護予防通所型サービス計画をいう。以下同じ。)を作成していること。

イ 介護予防通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ウ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

- (3) 運動器機能向上加算 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして町長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この号において「運動器機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき第1号の表中欄に掲げる単位数に225単位を加算する。

ア 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師に

については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」という。)を1人以上配置していること。

イ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 平成30年改正告示による改正前の通所介護費等の算定方法第15号に定める基準に相当しない介護予防通所型サービス事業所であること。

(4) 栄養改善加算 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして町長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、3月以内の期間に限り1月につき第1号の表中欄に掲げる単位数に150単位を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き加算することができる。

ア 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を1人以上配置していること。

イ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下この号において「管理栄養士等」という。)が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ウ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

エ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

オ 通所介護費等の算定方法第1号に定める基準に相当しない介護予防通所型サービス事業所であること。



- (5) 口腔機能向上加算 次に掲げる基準のいずれにも適合しているものとして町長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれがある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下この号において「口腔機能向上サービス」という。)を行った場合は、1月につき第1号の表中欄に掲げる単位数に150単位を加算する。
- ア 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1人以上配置していること。
- イ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- ウ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- エ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- オ 平成30年改正告示による改正前の通所介護費等の算定方法第15号に定める基準に相当しない介護予防通所型サービス事業所であること。
- (6) 選択的サービス複数実施加算 平成30年改正告示による改正前の大臣基準告示第109号に相当するものとして町長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対して運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合は、1月につき第1号の表中欄に掲げる単位数に次に掲げる選択的サービス複数実施加算の区分に応じ、それぞれに掲げる単位数を加算する。ただし、同月中において利用者に対して運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、加算しない。また、次に掲げる単位数は、重複して加算できない。
- ア 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ) 480単位
- イ 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ) 700単位
- (7) 事業所評価加算 平成30年改正告示による改正前の大臣基準告示第110号に相当するものとして町長に届け出た介護予防通所型サービス事業所において、評価対象期間(平成30年改正告示による改正前の大臣利用者等告示第82号に相当する期間をいう。)の満了日の属する年度の次の年度内に限り、1月につき第1号の表中欄に掲げる単位数に120単位を加算する。

- (8) サービス提供体制強化加算 大臣基準告示第23号イ、ロ又はハに相当するものとして町長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対して介護予防通所型サービスを行った場合は、1月につき、次の表の左欄に掲げる大臣基準告示の基準の区分に応じ、それぞれ中欄に掲げる利用者の第1号の表中欄に掲げる単位数に次の表の右欄に掲げる単位数を加算する。ただし、同欄に掲げる単位数は、重複して加算できない。

大臣基準告示の基準の区分	利用者	単位数
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	事業対象者又は要支援1	72単位
	要支援2	144単位
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	事業対象者又は要支援1	48単位
	要支援2	96単位
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者又は要支援1	24単位
	要支援2	48単位

- (9) 生活機能向上連携加算 大臣基準告示第15の2号に相当するものとして町長に届け出た介護予防通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき第1号の表中欄に掲げる単位数に200単位を加算する。ただし、運動器機能向上加算を算定している場合は、1月につき第1号の表中欄に掲げる単位数に100単位を加算する。

- (10) 栄養スクリーニング加算 通所介護費等の算定方法第1号に定める基準に相当しない介護予防通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。)を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として6月に1回を限度として1回につき第1号の表中欄に掲げる単位数に5単位を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては加算せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、加算しない。

- (11) 介護職員処遇改善加算 令和3年3月31日までの間(工及びオについては、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)において、大臣基準告示第4号に相当する介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対して介護予防通所型サービスを行った場合は、次に掲げる介護職員処遇改善

加算の区分に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を第1号の表中欄に掲げる単位数に加算する。ただし、次に掲げる単位数は、重複して加算することができない。

ア 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の59に相当する単位数

イ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の43に相当する単位数

ウ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 前各号の規定により算定した単位数の1,000分の23に相当する単位数

エ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ウにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

オ 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) ウにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(12) 介護職員等特定処遇改善加算 大臣基準告示第6号の2に相当する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして町長に届け出た介護予防通所型サービス事業所が、利用者に対して介護予防通所型サービスを行った場合は、次に掲げる介護職員等特定処遇改善加算の区分に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を第1号の表中欄に掲げる単位数に加算する。ただし、次に掲げる単位数は、重複して加算することができない。

ア 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 第1号から第10号までの規定により算定した単位数の1,000分の12に相当する単位数

イ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 第1号から第10号までの規定により算定した単位数の1,000分の10に相当する単位数

### 3 介護予防ケアマネジメント

(1) 介護予防ケアマネジメント費 寒川町地域包括支援センターが、利用者に対して介護予防ケアマネジメントを行った場合の単位数は、1月につき431単位とする。

(2) 初回加算 新規に介護予防ケアプランを作成する対象者に対して介護予防ケアマネジメントを実施した場合及び過去2月以上介護予防ケアマネジメントを提供しておらず、介護予防ケアマネジメントが算定されていない場合に、1月につき前号に掲げる単位数に300単位を加算する。

(3) 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 利用者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下この号において「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。))第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。

以下この号において同じ。)の利用を開始する際に、当該利用者に係る必要な情報を当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下この号において同じ。)に提供し、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における指定介護予防サービス等の利用に係る計画(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第10項に規定する指定介護予防サービス等の利用に係る計画をいう。)の作成等に協力した場合は、1月につき第1号に掲げる単位数に300単位を加算する。ただし、利用開始日前6月以内において、当該利用者による当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、加算しない。

第1号様式(第5条関係)

第2号様式(第6条関係)

第3号様式(第9条関係)

第4号様式(第9条関係)

第5号様式(第10条関係)

第6号様式(第10条関係)

第7号様式(第11条関係)

第8号様式(第11条関係)

第9号様式(第12条関係)